電気工事士法施行規則の一部を改正する省令案に対する 意見募集の結果について

令 和 3 年 2 月 1 0 日 経 済 産 業 省 電 カ 安 全 課

経済産業省では、令和2年11月25日付けで、電気工事士法施行規則の一部を改正する省令案について意見募集を行いました。その結果は、以下のとおりです。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、 今後とも電力保安行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

·募 集 期 間: 令和2年11月25日(水)~令和2年12月24日(木)

・告 知 方 法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

・意見提出方法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送、FAX及び電子メール

2. 意見募集の結果 意見提出件数17件

- 3. 提出意見及び提出意見に対する考え方別紙のとおり
- 4. お問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話番号:03-3501-1742

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	現場技術者が減少していることにより、1 人当たりの業務は増加している傾向にあると見受けられる。 その点を考慮すれば、実務経験 5 年から 3 年の短縮もありうると考えられる。 但し現場の安全を考慮すれば、試験内容を現場寄りで安全に関する項目を増加し免状者としての判別することも必要である。	産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループ(以下「電気保安制度 WG」という。)における議論において、電気工事にかかる作業の効率化により、第一種電気工事士制度が創設された昭和62年当時の電気工事5年分が現在の概ね3年分に相当し、実務経験年数を一律に3年以上に短縮したとしても、第一種電気工事士免状取得に必要な実務経験を積むことができることが確認されたため、改正することといたします。 なお、試験内容に関する御意見については、今後の施策を検討するに当たっての参考とさせていただきます。
2	今回の電気工事士法施行規則の一部を改正する省令案について、賛成する意見を提出します。概要の方にも書かれていましたが、「電気工事については、第1種電気工事士制度の創設を行った昭和62年当時と比べて、作業工具や施工方法等の改善により、作業が効率化し、昭和62年当時の電気工事5年分が現在の概ね3年分に相当することが確認され」、「経験年数を一律に3年以上に短縮したとしても、これまで同様に現場で必要な経験を積むことができるため、保安に支障を及ぼすおそれはないと考えられる。」と考えるからです。ですので、一律3年以上に改正することは、今後の電気工事に対して必要であると考えますので、賛成の立場です。	電気保安制度 WG における議論において、電気工事にかかる作業の効率化により、第一種電気工事士制度が創設された昭和 62 年当時の電気工事5年分が現在の概ね3年分に相当し、実務経験年数を一律に3年以上に短縮したとしても、第一種電気工事士免状取得に必要な実務経験を積むことができることが確認されたため、改正することといたします。

第1種電気工事士の実務経験短縮には反対です。

電気工事士として、最上位資格であり資格取得者の減少による対応策として安易な実務経験の短縮を行えば資格取得者の乱立となり、長い目でみれば第1種電気工事士の価値を著しく下げる事でしか無いように感じます。

また、現在資格取得者が5年の実務経験期間を待ちやっとの思いで取得した現有資格者による不公平間は否めないのでは無いかと感じます。

第1種電気工事士の資格取得のしやすさ、有資格者の乱立はかえって現在取得済みの有資格者の工事単価をダンピングさせることになり、かえって工事事故の多発や手抜き工事等を誘発させる一因になると思われます。

弁護士法の改正により弁護士の乱立が弁護士自身の質を下げたり、タクシー運転手の数が増えたことによる給料のダンピング等があるように一定数の人数確保は必要だが安易に取得をしやすくすると弊害が起きることが多いと実証されているように思います。

第1種電気工事士の実務経験を短縮するよりも、第2種電気工事士から認定電気工事士にステップアップさせるシステムをもっと簡素化し拡大することの方が急務な気がします。

認定電気工事士の拡大が作業人員の確保につながり第1種電気 工事士の実務経験のプラスにもなり現第1種の有資格者との不公 平差も少なくいいと思います。

電気保安制度 WG における議論において、電気工事にかかる作業の効率化により、第一種電気工事士制度が創設された昭和 62 年当時の電気工事5年分が現在の概ね3年分に相当し、実務経験年数を一律に3年以上に短縮したとしても、第一種電気工事士免状取得に必要な実務経験を積むことができることが確認されたため、改正することといたします。

これにより、今後は、より実態に即した年数になると考えます。

なお、認定電気工事従事者の認定に関する御意見については、今後の 施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 改正に反対します。

理由

改正前では電気工事につき、専門の学校の卒業が条件だった。これは、電気の工事等についてちゃんと専門的な知識を有しているということに繋がる。

改正後だと、その専門校の卒業資格を有することもなく、ただ 3 年 以上の経験が有れば可としている。

これだと、安全に工事できる技術力や知識を持っていなくても、やり方さえ教えれば簡単に工事できてしまい、安全と安心が脅かされる。

また、この時期にこうしたいい加減な法改正が行われると、5G のアンテナを大量に設置するために、工事技術者を沢山確保したい為の法改正という、政府の浅はかさが露呈すると思うがいかがなものか。

5G は諸外国で甚大な健康被害が出ている為、設置に対しては国 民の民意を受けて、設置が保留または廃止(アメリカ)されている。

日本では、国民を守る為にこうした調査は行ってくれないのか。 利権ばかり追っていれば、いつしか国民から信用されなくなるだろう。

本改正は、第一種電気工事士試験に合格し、かつ、必要な実務経験を もって第一種電気工事士免状の交付を受ける場合の実務経験年数の変 更を行うものです。

したがって、免状の交付を受けるためには、本改正に係る実務経験だけではなく、第一種電気工事士試験の合格も引き続き必要な条件となります。

今般の電気保安制度 WG における議論において、電気工事にかかる作業の効率化により、第一種電気工事士制度が創設された昭和 62 年当時の電気工事5年分が現在の概ね3年分に相当し、実務経験年数を一律に3年以上に短縮したとしても、第一種電気工事士免状取得に必要な実務経験を積むことができることが確認されたため、改正することといたします。

4

5年の実務経験は長すぎる。当社での電気工事士のキャリアパスとして、工業高校で1種電気工事士合格、入社。5年の実務経験後、1級電気施工管理技士受験という流れがあるが、高校で必死で勉強していても、5年も勉強しないと、その間に勉強する習慣がなくなってしまい、その後1級施工管理技士試験になかなか受からないという悪循環になっている。いろいろ便利な工具、計器等でてきているので、時代の流れに合わせて3年にした方がいいと思われる。

電気保安制度 WG における議論において、電気工事にかかる作業の効率化により、第一種電気工事士制度が創設された昭和 62 年当時の電気工事5年分が現在の概ね3年分に相当し、実務経験年数を一律に3年以上に短縮したとしても、第一種電気工事士免状取得に必要な実務経験を積むことができることが確認されたため、改正することといたします。

1 種合格で、経験 5 年で免状取得。

1種合格で、未経験でも2種免状取得。

1種は、高圧作業もあり経験5年は妥当。

電気保安制度 WG における議論において、電気工事にかかる作業の効率化により、第一種電気工事士制度が創設された昭和 62 年当時の電気工事5年分が現在の概ね3年分に相当し、実務経験年数を一律に3年以上に短縮したとしても、第一種電気工事士免状取得に必要な実務経験を積むことができることが確認されたため、改正することといたします。

賛成致します。

電気工事会社を経営していますが、技術者不足の解消は早急な事項だと感じています。

単に技術者を増やすのではなく、経験年数を5年から3年に変更しても技術者の品質が担保されるような法制度を期待致します。

また、ご指摘の通り大学や高専卒の者とそれ以外の者を区別する ことが、現場から見て合理性を感じていませんでした。

電気保安制度 WG における議論において、電気工事にかかる作業の効率化により、第一種電気工事士制度が創設された昭和 62 年当時の電気工事5年分が現在の概ね3年分に相当し、実務経験年数を一律に3年以上に短縮したとしても、第一種電気工事士免状取得に必要な実務経験を積むことができることが確認されたため、改正することといたします。

8	改訂には反対では有りませんが「3年以上の実務経験」となって も、現在の「5年以上の実務経験」の事項も、高専などの生徒が何故 在学中に「第一種電気工事士試験」に合格するのでしょう? 在学中に「実務経験」をしてるのでしょうか?	第一種電気工事士試験の受験資格や合格条件において、実務経験を 求めておりません。 このため、実務経験を有さない学生であっても、第一種電気工事士試験 に合格することは可能です。
9	実務経験については短縮する為のカリキュラム等の措置が必要と 思われます。 実務経験=危険予知のレベルとなると考えていますので凡ミスで の重大事故へ繋がりそうです。	電気保安制度 WG における議論において、電気工事にかかる作業の効率化により、第一種電気工事士制度が創設された昭和 62 年当時の電気工事5年分が現在の概ね3年分に相当し、実務経験年数を一律に3年以上に短縮したとしても、第一種電気工事士免状取得に必要な実務経験を積むことができることが確認されたため、改正することといたします。このため、特段の措置が必要とは考えておりません。
10	第一種電気工事士試験合格してから一律実務経験 3 年で免状取得は良いと思いますが、電気設備設計の段階で建築設計士だけでなく、第一種電気工事士の資格がある物か、電気施工管理士を持っている物でないと設計出来ない。と、言う事にしないと問題が出ます。私は電気設備設計施工、メンテナンスまで 60 年間工事をして来て気がついたことです。	電気保安制度 WG における議論において、電気工事にかかる作業の効率化により、第一種電気工事士制度が創設された昭和 62 年当時の電気工事5年分が現在の概ね3年分に相当し、実務経験年数を一律に3年以上に短縮したとしても、第一種電気工事士免状取得に必要な実務経験を積むことができることが確認されたため、改正することといたします。従前通り、実務経験の期間は、第一種電気工事士試験の合格の前後を問いません。 なお、電気設備設計に関する御意見については、今後の施策を検討するに当たっての参考とさせていただきます。

実務経験を5年から3年に一律にするのは反対です。

なぜ、第 1 種電気工事士という資格を資格として認定されたのでしょう。以前、高圧電気工事士という資格がありそれは、今の第 2 種電気工事士を所持していなければ受験すらできませんでした。ではなぜ第 1 種電気工事士において実務経験を必要条件としたのでしょうか。

第 1 種電気工事士の業務範囲、施工における絶対の権限を考えるに、実務経験の実務年数を求めるのはその責任の上に、社会の必然性と思われます。

1 いたずらに仮に様々な理由で人材が多く必要だとしても実務により 経験を積むことは必要であることは多くの方が認識しています。

もし学業によりすべての知識、英知が習得できるとすれば、もっと 絶対の知識を与え、目標に達しない者には与えない必要がありま す、ですが実態はそうではないのではないでしょうか。

業務範囲が限定されているのならともかく、現状のまま現資格保 持者と同等の資格を一律 3 年にするのは資格創設の意義に反しま す。

仮にそのようにされるのであれば、ネオンにおける資格のように業 務範囲を細分化されることを望みます。

電気保安制度 WG における議論において、電気工事にかかる作業の効率化により、第一種電気工事士制度が創設された昭和 62 年当時の電気工事5年分が現在の概ね3年分に相当し、実務経験年数を一律に3年以上に短縮したとしても、第一種電気工事士免状取得に必要な実務経験を積むことができることが確認されたため、改正することといたします。

このため、業務範囲の限定等は考えておりません。

第一種、第二種電気工事士の免許交付について、実務経験に関係なく、等しく試験、免許証を受ける。交付する。そうしていただきたいです。

試験は、ただの免許であるし、それをもっていることはその人のやる方の表れである。免許はただの紙、資格は責任。なので、結局、免許をもっていても、経験を積まなければ、仕事はできない。

免許交付と、受験資格は、フリーにした方が、妨げにならない。私 自身が第一種をとるにも実務経験の書類で苦労したし、第一種をと るときの実務現場の詳細を何件も書くなど、免許を合格しても、免許 証がもらえないなどの屈辱を受けました。提出先の組合も意味不明 で、うちの会社にもってきたら(書類を)、現場経験の詳細をかいてや るからもってこいと、高慢な態度で言われました。一生懸命にやって いる者に、失礼では?

第一種電気工事士免状の交付において、実務経験を要することとしている理由は、自家用電気工作物の電気工事では、電気工事に関する熟練した施工技術、臨機応変な対応力、新しい技術への吸収・適応能力等を身につけていることが必要との判断によるものです。

なお、免状の交付事務については、適切な対応がとられるよう引き続き、都道府県に対し、助言等を行ってまいります。

実際の現場で工事(管理は NG)経験1年以上を含む一律5年が望ましい。

大学、工専で学べるレベルは現場には遠く及ばず、3年で身に付く 知識も知れている。電線にほとんど触れる事なく一種工事士が増え ているのは問題である。

電気保安制度 WG における議論において、電気工事にかかる作業の効率化により、第一種電気工事士制度が創設された昭和 62 年当時の電気工事5年分が現在の概ね3年分に相当し、実務経験年数を一律に3年以上に短縮したとしても、第一種電気工事士免状取得に必要な実務経験を積むことができることが確認されたため、改正することといたします。

平成2年二種・平成4年一種取得、実務経験30年以上の経験か 電気保安制度 WG における議論において、電気工事にかかる作業の効 率化により、第一種電気工事士制度が創設された昭和 62 年当時の電気 ら見て余りにも知識不足な免許保持者が多く、オープン変電室やキ 14 」ューピクルでの事故で怪我や死亡する若者が多い中、緩和をし、現 工事5年分が現在の概ね3年分に相当し、実務経験年数を一律に3年以 場での事務的な KY や責任逃れ的な予防策ばかりが増え職人の負 上に短縮したとしても、第一種電気工事士免状取得に必要な実務経験を 担が多く成り、怪我による離職者も増える一方ではないでしょうか。 積むことができることが確認されたため、改正することといたします。 雷気保安制度 WG における議論において、電気工事にかかる作業の効 賛成。3年と5年の経験年数の違いは僅差です。 率化により、第一種電気工事士制度が創設された昭和 62 年当時の電気 第 1 種電気工事士に早く就いてもらうことで、自覚が生まれ、自信 工事5年分が現在の概ね3年分に相当し、実務経験年数を一律に3年以 15 になることの方がメリットが多いと考えます。 上に短縮したとしても、第一種電気工事士免状取得に必要な実務経験を 余りに高いハードルは不要です。 積むことができることが確認されたため、改正することといたします。 第一種電気工事士の実務経験を一律三年にする案は替成です。 私は、今年(2020年)に第一種電気工事士の試験を受け現在結果 を待っているのですが、仮に合格だったとしても現行制度では五年 の実務経験が必要となります(文系大学卒業のため)。 電気保安制度 WG における議論において、電気工事にかかる作業の効 五年間の実務経験は長すぎます。 率化により、第一種電気工事士制度が創設された昭和 62 年当時の電気 私は高所作業車や大型特殊自動車免許・機械系免許(整地、掘 16 工事5年分が現在の概ね3年分に相当し、実務経験年数を一律に3年以 削、運搬等)の免許を所持しており高圧電気工事に関連する作業は 上に短縮したとしても、第一種電気工事士免状取得に必要な実務経験を できます。しかし、肝心の高圧電気工事ができない期間が長すぎる **積むことができることが確認されたため、改正することといたします。** のは不便です。 昨今では自然災害も多く発生し、電気が止まっても迅速に回復で きる人材が必要とされています。そういった人材を短期間で増やす 意味でも、一律三年の実務経験にする改正案に替成です。

ー律3年以上の実務経験とすることについては賛成ですが、年間 の勤務日数については規定されているのでしょうか?

実務経験に関する年間の勤務日数は規定しておりませんが、免状の交付申請の際、所定の電気に関する工事の経験を有しているかどうかを審査することとなります。

今回の意見募集とは関係しない御意見が5件あり、当該御意見に対する当省の考え方は示しませんが、今後の参考とさせていただきます。